吉川市建設工事現場代理人取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市の発注する建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の工事現場の運営及び取締まりを行う者（以下「現場代理人」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工に資することを目的とする。

（現場代理人の配置等）

第２条　市から建設工事を受注した者は、現場代理人を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

２　現場代理人は、建設工事の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、次に掲げる事項を除き、当該建設工事に係る受注者の一切の権限を行使することができる。

(1) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領

(2) 現場代理人がその職務（第４項の規定により法第２６条第１項に規定する主任技術者、同条第３項に規定する監理技術者又は法第２６条の２第１項若しくは第２項の建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「主任技術者等」という。）を兼ねる現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められる場合に、その理由を明示した書面により市長が行う必要な措置をとるべきことの請求の受理

(3) 主任技術者等（現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがある場合に、その理由を明示した書面により市長が行う必要な措置をとるべきことの請求に係る事項についての決定及び当該決定に係る通知

(4) 建設工事の契約の解除

３　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する建設工事においては、１人の者に複数の建設工事の現場代理人を兼務させることができる。ただし、市長が安全管理上、適当でないと判断した場合は、この限りでない。

(1) 法第２６条第３項の政令で定める重要な建設工事に該当しない建設工事。

(2) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項の規定の適用がある建設工事。

４　前２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがある受注者は、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

５　現場代理人は、主任技術者等と兼ねることができる。

（現場代理人が兼務できる建設工事等）

第３条　前条第３項本文の規定により１人の現場代理人に兼務させることができる工事の件数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数とする。

⑴　４月１日から８月３１日までの間に発注する工事　２

⑵　９月１日から３月３１日までの間に発注する工事　３

２　前項の規定を適用する場合において、次の各号のいずれかに該当する期間にある建設工事は、兼務する工事の件数に含まない。

⑴　請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

⑵　建設工事の全部の施工を一時中止している期間

⑶　工場製作を含む建設工事の工場制作のみが行われている期間

⑷　建設工事の完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（現場代理人の兼務を認める建設工事の明示等）

第４条　市長は、原則として第２条第３項本文の規定を適用する場合には、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載し、明示するものとする。

２　第２条第３項本文に定める要件を満たしている建設工事で、入札公告等に同項の規定を適用する旨を記載していない場合は、当該建設工事の入札参加者は、現場代理人の兼務に係る照会兼回答書（様式第１号）により市長に同項の適用の有無を照会することができる。

３　市長は、前項の規定による照会があったときは、速やかに現場代理人の兼務に係る照会兼回答書により当該照会をした者に回答するものとする。

（現場代理人の兼務届の提出）

第５条　第２条第３項本文の適用を受けようとする建設工事の受注者は、市長に現場代理人の兼務届（様式第２号）を提出するものとする。

（受注者の義務）

第６条　第２条第３項本文の規定の適用は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

（現場代理人を兼務した場合の取扱い）

第７条　市長は、１人の者が現場代理人を兼務した建設工事の施工において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼務を継続することが適当でないと認めるときは、当該建設工事の受注者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の兼務の解除を求めるものとする。

（施工管理に関する取扱い）

第８条　建設工事の受注者は、１人の者が現場代理人を兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないよう、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、現場代理人の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和８年告示第２８７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１１月２日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の吉川市建設工事現場代理人取扱要綱の規定は、令和８年１１月２日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う建設工事について適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名通知を行った建設工事については、なお従前の例による。